

## ○少量中間物の申出手続について

### ・受付について

- 受付時期：平成 26 年 10 月 1 日以降（随時）
- 受付方法：郵送のみ
  - 申出書類を郵送される際は、必ず書留又は簡易書留としてください。
  - 多くの資料が到着するため、電話による個別確認出来ませんのでご了承下さい。

### ○ 郵送先（申出書）：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 中間物担当

- 〒100-8901
  - 東京都千代田区霞が関 1-3-1
- ※封筒には「少量中間物申出書在中」と記載して下さい。

### ○ 郵送先（実績報告書）：

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

- 〒100-8916
  - 東京都千代田区霞が関 1-2-2
- ※実績報告書には、返信用封筒の同封は不要です。  
※実績報告書は、年度（4/1～3/31）の実績を、その翌年度の 6 月末までに提出して下さい。

### ・提出資料について

- 正式文書（日付を記入し、代表者印の押印のあるもの） 3部
- 返信用封筒（通知文書送付用）  
（申出者の郵便番号、住所、宛先等を明記の上、書留又は簡易書留（必要に応じて速達、必ず郵送種別を記載すること）扱いとし、必要な郵便料金に相当する切手を貼付した A4 版のもの） 1 通返信用切手の必要金額の目安は次のとおりです。  
「普通」の場合→「書留」550円、「簡易書留」430円  
「速達」の場合→「書留」830円、「簡易書留」710円

※書類の記載不備等により差し換えが生じた場合、差し換え前の書類については原則として廃棄させていただきます（返送が必要な場合はご連絡ください）。